

18歳から 裁判員に!

令和4年(2022年)4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになります。

しかし、変わるのはそれだけではありません!!

令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります!

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、今年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。

候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。



裁判員制度広報キャラクターさいニャン

裁判員に選ばれるまでの流れ

毎年11月ごろ

くじで裁判員候補者になられた方に、その旨をお知らせします。

翌年の1月以降

裁判の6~8週間前までに、選任手続き期日をお知らせします。

選任期日当日

ご出席いただいた方の中から、くじで裁判員6名を選任します。

辞退について

裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であることを理由に裁判員を辞退することが可能です。

もっとも、実際に経験した多くの方が、貴重な機会との感想を述べていただいておりますので、積極的な参加をお待ちしております。

20代の経験者の声を紹介!

他人の罪について真剣に考えたことはなく、初めて会った人とこれほど議論を深めることができたのは、特別な経験であると感じた。

また、自分も法律というルールの中で生きているということを認識することができ、自分の行いをよく考えられる様になった。

若い方の視点や感覚も求められているんだニャ!

とても貴重な機会だから、ぜひ前向きに検討してほしいニャ!



裁判員制度ウェブサイト

<https://www.saibanin.courts.go.jp/>



若年者向け広報用パンフレット



裁判員制度ウェブサイトからダウンロードできます!

問 熊本地方裁判所 ☎096-325-2121

住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

南関町

家計急変世帯(住民税非課税「相当」)に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 【受給には手続きが必要です】

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

申請期限: 令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。



給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書は南関町役場福祉課にて配布します。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに南関町役場福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

【お問い合わせ、申請書配布先】 南関町役場 福祉課

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町関町64番地
TEL 57-8503(直通)
FAX 53-2351

※受付時間 8:30~17:15(土、日、祝日を除く)